

## 活動者が行う環境美化活動

- ・ 空き缶、吸い殻などのごみの収集
- ・ 花壇の設置、除草、草花の育成・維持管理 等

## 市から活動者へ支援すること

- ・ 活動に必要な物品購入用の補助金を交付します（以下）
- ・ ボランティア活動保険への加入をします
- ・ 活動内容の周知 等

補助金額 (上限額)	活動区域の面積		
	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> ～600 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup> 以上
初年度	5 万円以内	10 万円以内	15 万円以内
2 年度目以降	1 万 1 千円以内	2 万 2 千円以内	3 万 3 千円以内

## ●●● 活動までのお手続き ●●●

### 活動場所・内容について話し合います

【活動者】 計画書・名簿等を提出

【行政】 活動場所の面積を算出

### 内容を確認し、合意します

【活動者】 補助金の請求書を提出

【行政】 保険加入や補助金の支払

### 環境美化活動を開始します

【活動者】 必要な物品の購入

【行政】 活動内容の広報等

※年度末に活動内容及び補助金の使途をご報告いただきます。

お問い合わせ先 コミュニティ課 TEL995-1874